

日常生活用具(紙おむつ)の対象者が拡大します

令和 5 年 4 月支給分からの対象者 (支給対象年齢は 3 歳以上です)

- 下肢または体幹機能障害者(児)で、3歳未満に発現した非進行性脳病変による脳原性運動機能障害により排尿・排便の意思表示が困難であり、自力(自らの意思)でトイレに行き便座に座ることができず、介助による定時排泄もできない人
- 重度の知的障害者(児)(療育手帳A)で、排尿・排便の意思表示が困難であり、自力(自らの意思)でトイレに行き便座に座ることができず、介助による定時排泄もできない人
- 難病患者等で、その疾病が起因となる下肢または体幹機能障害があり、その疾病により排尿・排便の意思表示が困難であり、自力(自らの意思)でトイレに行き便座に座ることができず、介助による定時排泄もできない人
- ぼうこうまたは直腸機能障害者(児)で、ストーマ用装具の代替品として紙おむつが必要な人

○購入前の申請が必要です。(所得要件あり)

○令和 5 年 4 月支給分からの基準額は 12,000 円です。

○基準額の 1 割と基準額を超える購入費用は自己負担です。基準額の 1 割については、所得に応じた上限があります。

○初めての申請手続きやご相談は、お住いの区の区役所・支所の保健福祉課へ

	所在地	電話番号	FAX
東灘区役所	〒658-8570 東灘区住吉東町 5-2-1	841-4131	851-9333
灘区役所	〒657-8570 灘区桜口町 4-2-1	843-7001	843-7018
中央区役所	〒651-8570 中央区東町 115 番地	335-7511	335-7919
兵庫区役所	〒652-8570 兵庫区荒田町 1-21-1	511-2111	511-7006
北区役所	〒651-1195 北区鈴蘭台北町 1-9-1	593-1111	593-1166
北神区役所	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル 2 階	981-5377	984-2334
長田区役所	〒653-8570 長田区北町 3-4-3	579-2311	579-2343
須磨区役所	〒654-8570 須磨区大黒町 4-1-1	731-4341	735-8159
北須磨支所	〒654-0195 須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル 5 階	793-1444	795-1140
垂水区役所	〒655-8570 垂水区日向 1-5-1 パンテ垂水 2 番館内	708-5151	709-6006
西区役所	〒651-2295 西区糞台 5-4-1	940-9501	990-2521
玉津支所 保健福祉サービス窓口	〒651-2144 西区玉津町小山 180-3	965-6400	926-1300